

2. 用語解説

《大気汚染関係》

○ 硫黄酸化物（ SO_x ）

硫黄（S）の酸化物のことであるが、主として二酸化硫黄（ SO_2 、亜硫酸ガスともいう）と三酸化硫黄（ SO_3 、無水硫酸ともいう）が問題となる。硫黄又は硫黄を含有する燃料（主に重油）が燃えるときに発生するが、一般の燃焼排ガス中には SO_2 の方が多く、大気中では酸化されて SO_3 となり、湿った大気中では水蒸気と一つになって硫酸ミストとなる。刺激性の強い腐食性のある有害なガスで、単独でも呼吸器を刺激し、せき、喘息、気管支炎などを起こすほか、動植物に悪影響を与える。ばいじんなど他の汚染物質との共存による相乗作用がある。

○ 一酸化炭素（CO）

無色、無臭の気体で空気中で点火すると燃える。炭素の不完全燃焼で発生し、石炭ガス、溶鉱炉ガスなどに多量に含まれているが、燃料や鉱石の還元で使用される。大気汚染で主として問題となるのは、自動車等の内燃機関での不完全燃焼により排出される一酸化炭素である。一酸化炭素の毒性は血液中の血色素と結合してCO-ヘモグロビンを作り、血色素の酸素運搬力を奪うことにより起きる。

○ オキシダント、光化学オキシダント

オキシダントとは酸化性物質の総称であるが、大気汚染防止法施行規則では「大気中のオゾン、パーオキシアルナイトレートその他^{よう}沃化カリウムと反応して沃素を遊離させる酸化性物質」としており、環境基準の光化学オキシダントについては光化学反応により生成され、中性沃化カリウム溶液から沃素を遊離する酸化性物質で、二酸化窒素を除くものと範囲を示している。いわゆる光化学スモッグの原因物質として測定され、その値の増減と人や植物の被害とは関連している。オキシダントの生成の過程は不明な点が多いが、炭化水素と窒素酸化物が含まれた空気が、光（近紫外線）の作用で化学反応を起こして生ずるとされている。

○ 化石燃料

太古の動植物が地殻の変動等に伴って、地下で熱や圧の影響を受け変性して燃料となったもので石炭、石油及び天然ガスのことを総称しているである。

○ 環境基準

環境基本法第16条による定義は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。

○ 規制基準

これ以上超えてはならないという規制のための基準であり、事業者等がこれに違反した場合には強制手段（行政処分や罰則）が定められている。

○ 降下ばいじん

大気中に放出されたばいじんが、地表に降下するもの。不溶性物質と溶性物質とに分けられる。

○ ダイオキシン

一般に、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）とポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類似化合物と呼んでいる。

ただし、ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDF及びPCDDにコプラナーPCBを含めて“ダイオキシン類”と定義された。

廃棄物燃焼炉などで非意図的に生成される。PCDFは135種、PCDDは75種、コプラナーPCBは十数種の仲間があり、このうち毒性があるとみなされているのは、PCDFは10種、PCDDは7種、コプラナーPCBは12種の計29種類である。

○ 窒素酸化物（NO_x）

N₂O、NO、NO₂、N₂O₅がある。燃焼によって発生するのは大部分がNOで、排出後、次第にNO₂に変化する。この両者が大気汚染物質として問題になってきた。

空気中又は燃焼中の窒素に由来する。不完全燃焼状態では発生が少ないが、ばいじんや一酸化炭素が増加するので、低減対策が難しい。

NO₂は環境基準が定められているが、都市部で達成率が低い。

東京都特別区などには、固定発生源の総量規制とともに、自動車排出ガスの上乗せ規制が適用されている。

○ TEQ（毒性等量）

ダイオキシン類の量や濃度をその毒性の強さで表すときの単位。ダイオキシン類は、毒性の強さがそれぞれ異なっているため、最も毒性が強い2、3、7、8-TCDDの毒性を1としたときの他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数（毒性等価係数（TEF））を算出し、この係数を用いてダイオキシン類を評価する。

○ 二酸化硫黄（SO₂）

亜硫酸ガスとも言われ、無色、刺激臭のある有毒な気体で、粘膜炎、特に気道に対する刺激作用が強く、空気中に0.012~0.015%あると人体に有毒である。植物は0.003%でも枯死するといわれている。燃料中の硫黄分が燃焼したときに排出される。

○ 二酸化炭素（CO₂）

石油や石炭などの化石燃料の燃焼の際や動植物の新陳代謝によって発生する。特に有毒性はないが、温室効果ガスとして地球温暖化の主因といわれている。

○ 二酸化窒素（NO₂）

赤褐色、刺激性のガスで、水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり激しくないのが、はなはだ危険。急性中毒死の例が多く、作用は遅発性で、高濃度吸収後数

時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般的に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ不明。

○ ばい煙

燃料その他の燃焼に伴い発生するばいじん、燃焼に伴うSO_x及び燃焼・合成等処理に伴い発生するカドミウム等の有害物質を一括していう。

○ 排出基準

大気汚染防止法で定められた排出基準は個々の工場、事業場から排出される汚染物質の許容限度を定めたものであるが、同じ主旨のものを水質汚濁防止法では排水基準、騒音規制法、悪臭防止法では規制基準として表現している。

○ ppm

百万分の1の表示のことで、単位体積中に含まれている物質の量をあらわす単位で、特に大気汚染や水質汚濁の汚染物質の濃度を表示するのに使用されている。たとえば、1立方メートルの大気中に1立方センチメートル、もしくは1トンの水中に1グラムの物質が含まれている場合を1ppmと表示する。

○ 浮遊粒子状物質（SPM：Suspended Particulate Matter）

昭和47年に環境基準が設定され、大気中に浮遊する粒子状物質であって粒径が10μm（マイクロメートル：1mmの100分の1）以下のものとして定義されている。浮遊粒子状物質については、工場、事業場からのばいじん、自動車排出ガスだけでなく土壌、自動車の巻き上げ等発生源が多様であり、その汚染機構は明らかでない部分が多い。

○ フロン（クロロフルオロカーボン）

炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物の総称。

冷蔵庫の冷媒、スチロール樹脂の発泡剤、電子部品の洗浄剤などとして広く使用されてきた。

大気中に排出されると成層圏のオゾン層を破壊して、地上に降り注ぐ紫外線を増加させ、生態系が多大な影響を受けるといわれている。

国連環境計画が中心となってフロン使用の段階的廃止を検討し、昭和62年に「モントリオール議定書」が制定され、日本も署名した。国内では昭和63年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」、平成13年に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が制定された。

しかし、その後の科学的知見の集積により、従来の予測よりもオゾン層の減少が著しく進み、従来の規制ではオゾン層の保護に不十分であることがわかり、1990年、1992年、1995年、1997年、1999年及び2007年にわたって議定書の改正による規制強化が図られた。これらの規制が予定通り実施されると、今後、オゾン破壊は2020年頃に最大となるものの、2050年頃までには1980年代の水準に回復するものと予測されている。

フロン回収、代替品への切り替えなどが急務となっている。

○ 粉じん

広義には空気又はガスなどに含まれる固体の粒子をいう。

空気中に浮遊している固体粒子を浮遊粉じん (Dust) という。英国のビーバー委員会では粒子所直径 1~76 μ のものを Dust と分類している。また、日本では粒径 10 μ 以下のものを浮遊粒子物質として環境基準の対象としている。大気汚染防止法では、粉じんは、「物の破砕、選別その他機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質」と定義されている。平成元年に「特定粉じん」と「一般粉じん」に区分され、特定粉じんとしては、石綿 (アスベスト) が指定されている。

《水質汚濁関係》

○ 栄養塩類

生物がその生命を維持するために体外より摂取する塩類。生体を構成する主要元素の炭素 (C)、水素 (H)、酸素 (O)、窒素 (N)、燐 (P)、硫黄 (S)、カリウム (K)、ナトリウム (Na)、カルシウム (Ca)、マグネシウム (Mg (珪藻類ではケイ素: Si)) と、微量元素の鉄 (Fe)、マンガン (Mn)、亜鉛 (Zn)、コバルト (Co)、銅 (Cu)、モリブデン (Mo)、ホウ素 (B) などのうち、炭素、水素、酸素以外のおもに塩類として摂取される物質をさす。

○ 塩素イオン (Cl⁻)

塩素化合物、例えば食塩などが水中で電離したときに生ずる。海水中には約 19% の塩素イオンが含まれるが、天然の陸水中に含まれる量はきわめて少ない。塩素イオンは、通常の排水処理ではほとんど変化しないので、処理経過における希釈の有無の判定に利用されることがある。

○ 汚濁負荷量

汚濁物質が大気中や水の環境に一定期間内に与える影響の総量を表す数値であり、濃度と総量 (排出ガス、排水など) の積として算定される。

○ 化学的酸素要求量 (COD)

水中の汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素量のこと。この数値が大きいかほど、汚濁物質が多いことを示す。海域や湖沼の汚染指標として用いられる。なお、河川の指標には、生物化学的酸素要求量 (BOD) が用いられる。

○ 浄化槽

し尿と併せて台所、風呂、洗濯などの排水を処理するもので、下水道計画等のない地域では生活排水の処理にもっとも適したものといえる。厚生労働省では補助制度を設けて浄化槽の普及を図っている。

○ 下水道 (公共下水道)

一般家庭及び工場からの汚水を衛生的に処理する施設で、雨水まで一緒に処理する合流式と、汚水のみを処理する分流式とがある。汚水が流れる管渠、ポンプ場、処理場からなる。

○ 公共用水域

水質汚濁防止法では「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供さ

れる水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定めている公共下水道及び流域下水道であって、その終末処理場を有しているもの、又はこの流域下水道に接続している公共水道は除く。」と定義している。

したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外の全ての溝渠、水路が公共用水域に包含される。

○ 最確数 (MPN)

細菌数の定量試験の1つで、検水の同一希釈度のものを数本ずつ（例えば0.01ml、0.1ml…のように連続して4段階以上）それぞれにつき、推定、確定、完全試験を行い測定しようとする細菌の有無を確認し、これによって確率論的に細菌数を算出し、これを最確数として表す。

○ 水質汚濁

水質汚濁とは、河川、湖沼、海域などの水域が、工場・事業場の排水、及び一般家庭からの排水により汚染され、人の健康や水中生物の生息活動を妨げていることをいう。

○ 水生生物

陸上や陸中などの空気中で生活している生物に対して、海洋・湖沼・地下水などの水中で生活している生物をいう。特にここでは、水生昆虫を指す。

○ 生活雑排水

人の生活に伴って排出される污水で、し尿を除いたもの。人が一日に排出するBOD負荷量は40g/人・日で、内訳は、し尿13g/人・日、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水が27g/人・日となっている。このため、生活排水による都市河川の汚濁を防止するためには、生活雑排水の処理が必要となる。

○ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

20℃5日間で微生物が、河川水や排出水中の汚濁物質（有機物）を分解するときに必要な酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。

CODが海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられる。

○ 全窒素 (T-N)

アンモニア窒素、有機性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素などの総称。

○ 全リン (全磷: T-P)

合成洗剤助剤等の有機化合物に含まれるリンの総和。

○ 大腸菌群

大腸菌群とはグラム陰性、無芽胞の桿菌で乳糖を酸とガスに分解する好気性または嫌気性の菌グループを指し、糞便による汚染の有無を知る指標として広く用いられる。人及び動物の腸内に寄生する大腸菌 (Coli 型) だけを正確に区別することは困難なので、大腸菌群数として培養検出された醗酵管の本数を確率論で計算した最確数 (MPN) として表示するのが環境基準の大腸菌群数であり、培養検出されたコロニー (集落) 数で示したのが排出基準の大腸菌群数で

ある。

○ 底質

環境基本法における公害の定義では、水質の汚濁の範囲として水質以外に水底の底質悪化も含まれる。底質とは堆積により水底に存在する堆積物、水底泥土そのもの、含有物等を総称している。田子の浦港のヘドロも底質の概念に含まれる。

○ 75%水質値（75%値）

年間の月間値の全データをその小さいものから順に並べ n （データ数） $\times 0.75$ 番目に当たる値をいい、BOD・CODの測定値を環境基準と対比評価する場合に用いる。

○ 浮遊物質量（SS）

水中に懸濁している不溶性の物資を総称し、懸濁物質ということもある。水の濁りの原因となるSSには粘土、有機質、プランクトンのほか各種産業、生活排水中の微細な物質がある。測定は一定量の検水を採り、ろ過し、残留物を蒸発乾燥させて秤量して濃度を算出する

○ 富栄養化

湖水中に溶解性栄養塩（窒素やリン等の化合物）が乏しく生物生産の少ない湖を貧栄養湖といひ、栄養塩が多く、生物生産の多い湖を富栄養湖という。貧栄養湖から富栄養湖へ変化していく現象を富栄養化という。

富栄養化が進むと藻類など低次生物の異常増殖を招き、酸欠などにより、魚などの高次生物が死滅し、食物連鎖が断たれるとともに有機汚濁が進行する。

○ 閉鎖性水域

水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある水域をいう。こういう水域は有機物や硝酸塩、リン酸塩などの流入により富栄養化しやすく赤潮などの発生を招く。

○ pH（水素イオン濃度）

酸、アルカリを示す指標で7.0が中性、これより小さい値は酸性、大きい値はアルカリ性である。特殊な例を除いて河川水等の表流水は中性付近のpHを示す。なお、水道用水として望ましい水質のpHは6.5～8.5までの範囲である。

○ 溶存酸素（DO）

溶存酸素とは、一般に液相中（あるいは又は水中）に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素の量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。〔淡水中の飽和溶存酸素量：14.2mg/ℓ（水温0℃）、9.8mg/ℓ（水温15℃）、8.1mg/ℓ（水温25℃）〕

河川の上流ではほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などにより汚染された河川の下流では有機腐敗性物質やその他の還元性物質により、生物化学的酸素要求量や化学的酸素要求量が増大し、溶存酸素は消費される。したがって、DOは試料の汚染の度合いを指示しているといえる。

また、魚介類や河川の自然浄化作用に関する好気性微生物などは溶存酸素を呼吸しているため、溶存酸素が減少すれば魚介類は死滅する。

○ テトラクロロエチレン（パークレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。環境基準値は、年平均で0.2mg/m³。

繊維に対する作用が穏やかなので、ドライクリーニング用の溶剤として使われている。トリクレンと同様、焼却等により簡単に無機系の塩化物に戻すことができず、生物分解も困難であるため、環境中への蓄積、生物濃縮などが問題となっている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としており、水道水の水質基準においては0.01mg/l以下であることとされている。

○ トリクロロエチレン（トリクレン）

有機塩素系溶剤の一種。平成9年2月に大気環境基準が設定された。環境基準値は、年平均で0.2mg/m³。

不燃性で、溶解力（特に脱脂力）が大きく、金属に対する腐食性が小さいことなどから、金属脱脂洗浄剤の分野で多量に使用されている。

WHO（世界保健機構）では、発がん性のおそれのある物質としており、水道水の水質基準においては0.03mg/l以下であることとされている。

《騒音・振動関係》

○ 環境騒音

環境基準が問題にされた頃から使われ始めた用語であるが、ある地点において、特定の音源のはっきりわかる騒音だけでなく、不特定多数の騒音が混じっている騒音をいう。例えば、住宅地で遠方及び近くの自動車や工場の音、人の足音、話し声、楽器音などが一緒になっている騒音。

○ 近隣騒音

一般家庭からでるピアノやクーラー等の音のほか、学校、広場等から発生する音、飲食店などの営業に伴う音、ちり紙交換などの拡声器の音等をいい、都市化の進展、生活様式の多様化に伴って各地で問題となってきている。

○ 自動車騒音（道路交通騒音）

道路交通に起因する騒音であり、大きな社会問題となっている。自動車騒音の主なものは、エンジンの音、排気音、タイヤ音、警笛音などで、ひんぱんな停止発進、加速時の騒音やスピードアップに伴うタイヤの音等が問題となることが多い。車種別に見ると最も大きいものは、ディーゼルエンジン付きの大型トラック、バス等である。対策としては、①規制強化、②自動車構造の改善、③道路環境の整備、④道路建設時の対策、⑤被害者側の防音等が考えられる。

○ デシベル（dB）

音や振動の強さ、大きさなどを表す単位として用いている。もともと音圧、音の強さ、音響

出力振動速度の物理量としての単位はマイクロバー (μbar)、ワット平方メートル (W/m^2)、ワット (W)、メートル毎秒毎秒 (m/S^2) があるが、通常値を表すには不便なので、それぞれ基準の値を決め、その比の値の常用係数 (\log) を 10 倍 (又は 20 倍) して表し、デシベル (dB) で表示する。このような表し方をした場合一般にレベルとっており、音圧レベル、音の強さレベル、パワーレベル等があり、騒音レベル及び振動レベルについては次のように決められている。

(1) 騒音レベル

JISC 1502 (普通騒音計) で測定した聴覚補正済みの音圧レベルをいい、その計量単位はデシベルを用いて、略記号は dB を使う。

(2) 振動レベル

JISC 1510 (振動レベル計) で測定された感覚補正済みの鉛直方向における振動加速レベルをいう。計量単位はデシベルを用いて、略記号は dB を使う。

○ 等価騒音レベル (Leq)

騒音レベルが時間とともに変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常温の騒音レベルのことをいう。つまり、一定時間内の騒音の総エネルギー量の時間平均値をレベル表示 (dB) した値。従来用いられていた L_{50} よりも、騒音に対する住民反応ともよく一致することから、近年、騒音環境基準を設定した諸外国では Leq を指標として採用するケースが多い。

○ 特定建設作業

建設作業のうちでも、特に騒音、振動による生活環境の悪化をもたらすものとして法律で定められた作業の総称

○ 特定施設 (特定工場)

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するため、各種の規制法の中で、それぞれ「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば、水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を流す施設等が特定施設として定められている。

○ 要請基準

自動車から発生する騒音や排出ガスが、この基準を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に道路交通法の規定による車両の通行の禁止又は、速度の制限、徐行等の措置を要請することができる。

○ 用途地域

都市計画法第 8 条 1 項に規定する用途地域には、次の 12 種類がある。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域として定められている。

それぞれの地域の指定目的は同法第 9 条に規定されている。

《悪臭関係》

○ 硫化水素（ H_2S ）

無色、腐卵臭のある有毒な気体で、水に溶けやすい。0.5ppm 程度の濃度でも探知できるが、数百 ppm 高濃度で嗅覚がマヒして、悪臭を強く感じなくなる。粘膜に対する刺激作用と窒息性作用がある。眼、特に角膜に対する刺激はきわめて特徴的であり、高濃度では呼吸中枢のマヒにより窒息死を招く。

○ 悪臭物質

大部分の人が不快に感じるにおいを悪臭という。悪臭の原因物質には、窒素化合物、硫黄化合物、脂肪酸等が多い。

悪臭防止法では、主要な原因物質のうち機器分析で測定可能な次の22種を、特定悪臭物質として個別に濃度を規制している。アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸。

《その他一般》

○ アメニティ（amenity）

「快適性」、「居住性」、「快適な環境」など、ときには「環境保全」とも訳されているが、「人間的な住み良さ」といった感じの言葉である。日本ではこのような思想の伝統が薄かったが、1976年のOECD（経済協力開発機構）の東京会議における指摘が契機となって、とくに都市環境整備の面で取り上げられている。諸外国におけるアメニティ保全施策の主なものは、①歴史的風土の保存、②広告の規制、③樹木の保存、④デザインの規制などである。

○ 温室効果ガス

地表面から赤外線として宇宙に逃げていくエネルギーを吸収して大気を温める気体。

二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン等が代表的。大気中にこれらの気体が急激に増えると、地球温暖化が引き起こされるといわれている。

○ 環境ホルモン

外因性内分泌攪乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える物質を意味する。

○ 公害

環境基本法第2条により次のように定義されている。

公害とは

- ① 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる。
- ② 相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の採掘のための土地の掘さくによるものを除く）及び悪臭によって

③ 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること。
である。

したがって、しばしば社会的に「公害」と呼ばれる事象であっても、建築物による日照の阻害、道路照明等の人口光源による農作物の被害、ラジオ、テレビなどの受信を妨げる電波障害などの事象は、この法律の対象とはされないこととなっている。

○ 指標生物

生物はその住んでいる環境に適応して生育している。したがって、ある地域について特定の生物又は生物群を取り上げて、その種類、数又はその状態を知ることにより、その地域の環境が標準的なものかどうかを総合した形で客観的に判定する尺度とすることができる。このような目的で利用する生物を指標生物と呼び、環境汚染を対象とした指標生物調査としては、水棲昆虫群による水質汚濁度の分類、こけ類を利用した大気汚染の判定、アサガオを指標植物とした光化学オキシダントの発生状況調査などがある。

○ 地球温暖化

地球では、大気中に含まれる水蒸気（ H_2O ）、二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、対流圏オゾン（ O_3 ）、亜酸化窒素（ N_2O ）などの温室効果ガスによって地球から宇宙空間へ放射される熱を逃がしにくくしている。地球温暖化は、人間の活動により二酸化炭素、メタン等の濃度が上昇して温室効果が強まり、その結果、気温が上昇し、人類や生態系がその基盤を置いている気候が変動することを言う。

なお、地球温暖化対策推進法で、排出が抑制されているのは次の6物質である。

①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④HFC類 ⑤PFC類 ⑥SF6。

○ 地球環境問題

人間の活動により地球全体あるいは広範は部分の環境に影響を及ぼす問題や開発途上にある海外の地球、環境、又は国際的に価値があると認められている環境に影響を及ぼす問題。オゾン層の破壊・地球の温暖化・酸性雨・有害廃棄物の越境移動・海洋汚染・熱帯雨林の減少・砂漠化・開発途上国の公害問題などがある。

○ 有害物質

環境に放出され、環境を介して化学的反応等の結果として人を含めた環境に不当な被害を生ずる化学物質を有害物質というが、法令で規制される有害物質はそれぞれ限定されている。ばい煙に含まれる有害物質として大気汚染防止法で規制される物質は、①カドミウム（Cd）及びその化合物、②塩素（Cl）及び塩化水素（HCl）、③弗素（F）、弗化水素（HF）及び弗化珪素、④鉛（Pb）及びその化合物、⑤窒素酸化物であり、施設の種類又は規模ごとに全国一律の排出基準が定められている。排水（汚、排水）に含まれる有害物質として水質汚濁防止法で規制される物質は、①Cd及びその化合物、②シアン化合物、③有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）、④Pb及びその化合物、⑤六価クロム化合物、⑥砒素（As）及びその化合物、⑦水銀（Hg）及びアルキル水銀その他

の水銀化合物、⑧PCB、⑨トリクロロエチレン、⑩テトラクロロエチレン等 27 物質であり、それぞれ排出水に含まれる量について全国一律の排水基準が定められている。